

## 岐阜県食品表示監視協議会設置要領

平成20年 4月24日  
改正 平成22年 3月26日

### 岐阜県食品表示監視協議会

#### 1 目的

消費者の立場を最優先とした食品表示制度の的確な運営の一層の推進を図るため、関係機関による、不適正な食品表示に関する監視の強化、情報の共有や意見交換を行うことにより連帯の強化を図るとともに、適正な食品表示の普及・啓発等を目的として岐阜県食品表示監視協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### 2 構成員

構成員は、別紙1のとおりとする。ただし、協議会が必要と認める時は、構成員を追加することができる。

#### 3 協議内容

協議会においては、以下の事項について協議することとする。

- (1) 食品表示に関する消費者等からの情報提供や意見等、各種情報の共有化に関する事項
- (2) 関係機関の連絡体制の整備等、食品表示の適正化を推進するために必要な事項
- (3) その他協議会の運営に関する事項

#### 4 運営等

- (1) 協議会は構成員の求めに応じて随時開催するものとする。
- (2) 協議会の運営を円滑に進めるため、協議会の下に幹事会（窓口担当者）を設置することとし、その構成員は別紙2のとおりとする。また、幹事会の運営等については別途定めるものとする。

#### 5 その他

- (1) 協議会は、必要に応じ構成員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。
- (2) 前各項に定めるもののほか、その他必要な事項は協議会が定めるものとする。
- (3) 協議会の事務局を、東海農政局岐阜農政事務所消費・安全部表示・規格課に置くものとする。

#### 附則

この要領は、平成20年4月24日より施行する。

#### 附則

この要領は、平成22年3月26日より施行する。

別 紙 1

「岐阜県食品表示監視協議会」の構成員

岐阜県警察本部生活安全部生活環境課長

岐阜県環境生活部環境生活政策課消費生活対策監

岐阜県県民生活相談センター所長

岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室長

岐阜市健康部保健所食品衛生課長

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター名古屋センター表示指導課長

農林水産省東海農政局岐阜農政事務所消費・安全部安全管理課長

農林水産省東海農政局岐阜農政事務所消費・安全部表示・規格課長

別 紙 2

幹事会（窓口担当者）の構成員

岐阜県警察本部生活安全部生活環境課担当者

岐阜県環境生活部環境生活政策課担当者

岐阜県県民生活相談センター担当者

岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室担当者

岐阜市健康部保健所食品衛生課担当者

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター名古屋センター表示指導課担当者

農林水産省東海農政局岐阜農政事務所消費・安全部安全管理課担当者

農林水産省東海農政局岐阜農政事務所消費・安全部表示・規格課担当者

## 幹事会の運営について

平成20年 4月24日  
岐阜県食品表示監視協議会

### 1 目的

岐阜県食品表示監視協議会（以下「協議会」という。）を開催するにあたり、協議会の円滑な運営に資することを目的とする。

2 幹事会は、原則として月1回開催するものとする。

3 幹事会においては、以下の事項について協議するものとする。

- (1) 不適正な食品表示に関する情報共有・意見交換
- (2) 協議会の開催に向けての準備等

4 幹事会は、必要に応じ、窓口担当者以外の関係行政機関の職員、その他関係者の出席を求めることができるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、その他必要な事項は、幹事会が定めるものとする。

6 幹事会の事務局を、東海農政局岐阜農政事務所消費・安全部表示・規格課に置くものとする。